

10月から国の

幼児教育・保育の無償化が始まります

町内保育所利用の

3歳以上児無償は継続

10月1日から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する児童の幼児教育・保育の無償化が始まります。(施設の種類、年齢、保育の必要性などによって無償となる範囲が異なります。)

これまでの保育料には副食費(おかず・おやつ代)が含まれていましたが、新制度では副食費は保育料に含まれないため、原則、保護者負担になります。

本町では現在の町内保育所利用の3歳以上児保育料無償化の方針を継続し、新制度でも保護者負担となる副食費を独自で無償化します。

【無償化の範囲等】

町内保育所の場合

3歳〜5歳児クラス

*保育料(副食費含む) 無償化継続

0歳〜2歳児クラス

*住民税非課税世帯のみ保育料(副食費は免除) 無償化

◆問い合わせ先

幼児・学校教育課(幼児教育室)

☎0859・54・5219



※保育料算定
今年度については、通常の9月算定に加え、新制度の10月算定を行い、対象保護者に通知します。

※町内保育所の特別保育(延長保育、病後児保育、一時保育)については無償化の対象外です。

幼稚園などの町外保育施設の場合

無償化の上限額や手続きなどが異なりますので、詳しいことは利用している保育施設または幼児・学校教育課(幼児教育室)にお尋ねください。

『わくわくデー』でつながる なみわたりの丘保育園

名和なみわたりの丘保育園

名和さくらの丘保育園では、3歳以上児で週1回、たっぷり時間を使って、自分の好きな場所や遊びを選んで過ごす「わくわくデー」を行っています。

はじめは、一人一人が好きな遊びを楽しみただけでしたが、回数を重ねていくと、異年齢での自然な関わりが多く見られるようになってきました。

砂場では、テーブルをみんなで囲み、レストランごっこが始まります。遊戯室では、年長児がボールを投げた姿を見て、年中・年少児も挑戦し

たり、園庭での鬼ごっこでは、年長児がスピードの加減をしながら年少児を追いかけたり…。

年長児同士では、競争心からトラブルになることも、年下の友達と遊ぶ中では、優しい気持ちで相手に譲ることができているようです。

このような関わりを繰り返すことで、年少・年中児は年長児に対して、「大きくなったらこんなことができるようにになりたい」という憧れを持ち、年長児は、いろいろなことができるようになった自分を実感し、自信をつけていきます。

子どもにとって《遊び》は成長の場であり、興味のある遊びを十分に楽しむことで、心地よい時間を過ごし、充実感を味わうことができます。

「明日は、わくわくデーだ」「何をして遊ぼうかな」と、友達との関わりを楽しみにする子どもたちも増えていきます。異年齢遊びでの経験が、今後の心の育ちや、たくさんの人たちとつながるコミュニケーション力など、子どもたちの生きる力になることを願っています。



▲異年齢でレストランごっこ